

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

甲佐町長 甲斐 高士

市町村名 (市町村コード)	甲佐町 (43444)
地域名 (地域内農業集落名)	横田地区 (横田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月20日、令和7年1月7日 (第1～2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・生産組合はあるが、構成員が高齢化しており、所有している農業機械も老朽化している。毎年修繕が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・米、麦など土地利用型農業を主体として、畜産農家、耕種農家による飼料作物の栽培も実施する。
・園芸作物など収益性の高い作物についても検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	21.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	9.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農業振興地域の農用地区域と農業生産の中心となるエリアを農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。
・保全、管理等のエリアについては、地域で慎重な協議を重ね、必要な場合は適切に設定する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
水田地帯については、基盤整備実施済の農地が多く、農地集積に取り組みやすい。今後も、近隣の集落からの入り作も含めた認定農業者や認定新規就農者への集積、集団化に取り組む。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用した積極的な農地の集積・集約化に取り組み、新規就農者や認定農業者、入作農業者への受け入れを促進する。鬼丸・岩ノ鼻周辺の畑地については、保全に努めるエリアとし、今後受け手が見込まれる場合は機構を活用した利用調整を図る。
(3) 基盤整備事業への取組方針
S50～S58年に県営甲佐地区圃場整備事業により、区画整理を実施済。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
水稻栽培が盛んである一方で、耕種農家と畜産農家での耕畜連携の取り組みも行われており、飼料作物・WCSの作付けも多く行われている。こういった循環型農業への取り組みを行う経営体も確保していき、積極的な環境負荷軽減に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
⑦多面的機能支払事業(横田資源保全会)の取り組み				
⑨耕種農家と畜産農家との耕畜連携の取り組み				